

カリキュラム等の 改善に係る提案

後 藤 構成員

ご提出資料

教育の質向上のための提言 2

後藤修司

一、科目について

- 1、科目名の表記は、国家試験科目との関連が有るので、表記法の工夫が必要。
- 2、基礎礎科目の一部は、放送大学の単位で互換することができるようにする。
 - (1) 14単位の内、2分の1程度を対象とする。
 - (2) 受講科目の内容は、各校自由設定だが、学校協会等で、モデルケースを、3～5ケース提示することが望ましい。
- 3、臨床実習の質向上をはかる。
 - (1) 学校設置であれば、臨床実習施設設置の場所は問わないこととする。
 - (2) 以下の内容の中から、各学校の選択により、見学実習を行う。
 - ① 医療機関、介護施設及び、災害医療でのボランティア活動などの見学。
(医療人として、人の生死、障害者、高齢者の実態を知ること、意識を高める)
 - ② スポーツ現場、海外のあん摩マッサージ指圧鍼灸実施施設などでの見学。
 - ③ 臨床教員による体験実習。
 - (3) 臨床実習及び学内実習のみの指導が出来る、臨床教員制度を定める。
平成9年10月1日の文部省高等教育局医学教育課長通知に有る、医学部の臨床教授のようなイメージ。
厚生労働省医務局長の修了書を授与することで、臨床家のモチベーションを高め、学内実技及び臨床実習教育向上に貢献する。

二、資質向上に直接関連する教員について

- 1、専任教員の人数を6人にすると同時に、専任の定義をしっかりと規定する。
週5日のうち、3日以上勤務していること等 (除く、臨床教員)。
- 2、大学院卒業者の教授可能科目制限を徹底すること。
大学院で専攻した科目のみにする。
教員養成課程(2年間)では、基礎科目・専門基礎科目を、卒前よりもさらに深く学んでいる。また、教育学も学んでいる。専任教員であることは良いが、教授可能科目が同一であるかの如くの解釈はおかしい。
- 3、教員資格の更新制度を義務化する。
 - (1) 文科省の教員免許更新制度の様なイメージ。
5年間で30単位取得の義務など。

4、より質の高い教員確保のために、教員養成課程の改正をする

- (1) 教員養成課程も単位制にして、修学2年間にこだわらずに、5年間程度の間で単位を取得できる制度に改正する。

その間に、臨床経験も積めるので、キャリアアップのために、単位取得を望む優秀な人材が確保できる

- (参考) 看護師は5年間、理学・作業療法士は3年間の臨床経験が無いと教員養成課程を学べない。

- (2) 放送大学での単位互換を可能にする。

臨床家のモチベーションを高め、教育向上に貢献する。

三、その他、資質向上に重要かつ必要なこと

- 1、学内実技実習の第三者評価の義務化 : 現在学校協会で行っているイメージ。財団が関与することも考慮する。柔道整復財団が実施しているイメージ。

- 2、開業権を持つので、免許取得後にも、生涯研修を受ける事が望ましいという内容を指導要領(ガイドライン)に入れる。

過去に、財団が実施した、厚生大臣免許移行時の指定講習会のようなイメージ。

今回の厚労大臣免許保有証の発行にあわせて実行し、無免許者との差別化をはかる。